

(証券コード：9913)

2020年6月5日

株 主 各 位

名古屋市中区錦一丁目10番1号  
**日邦産業株式会社**

代表取締役  
社 長 岩 佐 恭 知

## 第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますこと、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月23日午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 2階 201号室  
(末尾の[株主総会会場ご案内略図]をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

#### 報 告 事 項

1. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び  
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）  
継続の件

#### 4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第11条の2の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.nip.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類を修正する必要がある場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nip.co.jp/ir/>) に掲載いたしますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症の未収束下における 株主総会運営に関する対応とお願い

当社第69期定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、以下の「対応」と「お願い」をさせていただきます。株主の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### <当社の対応について>

- ・取締役及び運営スタッフは、マスクを着用したまま対応をさせていただきます。
- ・会場入り口付近に、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主様の会場へのご入場にあたり、非接触体温計等により体温を確認させていただきます。
- ・例年よりも円滑な議事進行の方法を検討し、これに努めます。

#### <株主様へのお願い>

- ・本株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、ご体調にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬよう、お願い申し上げます。
- ・ご高齢の株主様、基礎疾患のある株主様、ご妊娠されている株主様におかれましては、本株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・本株主総会の議決権行使は、同封の議決権行使書用紙による方法もございますので、あわせてご検討ください。

#### <ご出席される株主様へのお願い>

- ・ご出席の株主様におかれましては、アルコール消毒液による手指消毒とマスクの着用をお願い申し上げます。
- ・発熱や咳などの症状が見受けられる株主様には、会場へのご入場をご遠慮いただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

以 上

---

「新型コロナウイルス感染症の未収束下における株主総会運営に関する対応とお願い」を修正する必要が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nip.co.jp/ir/>) に掲載いたしますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

## 事 業 報 告

(自 2019年4月1日)  
至 2020年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、製造業を中心に輸出や生産活動に弱さがみられたものの、雇用・所得環境の改善が進み、穏やかな回復が続く中で推移しました。一方の世界経済は、米中通商問題や英国のEU離脱の影響など、先行きが不透明な状況が続く中で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは「中期経営計画2019」の方針として掲げた「事業の選択と捨象」をやりきることと、将来の経営基盤を強化するための「強みづくり」の活動に集中し、実直な受注活動と改善活動を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は43,494百万円（前期比2.2%減）、営業利益は1,274百万円（前期比97.1%増）、経常利益は1,149百万円（前期比154.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、メキシコ工場の事業用資産の一部を減損処理したことにより、550百万円（前期は1,029百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

##### セグメント別概況

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

当社グループは、従来「モビリティ」「エレクトロニクス」「精密機器」「住宅設備」の4つを報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より「エレクトロニクス」「モビリティ」及び「医療・精密機器」の3つの報告セグメントに変更いたしました。

従来「住宅設備」及び「その他」に集計しておりましたRFID事業は、家庭用燃料電池関連の高機能部材やRFID関連製品の製造プロセス部材など、エレクトロニクス事業で取り扱う類似製品の展開が進んできており、エレクトロニクス分野一体での管理・強化を図る観点から、報告セグメントを「エレクトロニクス」に集約することが望ましいと考え変更いたしました。

あわせて、従来「その他」に集計しておりました日邦メカトロニクス株式会社の事業内容が、モビリティ事業へシフトしてきていることから、報告セグメントを「モビリティ」に変更いたしました。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

従来「精密機器」と表示していたセグメントの名称を「医療・精密機器」に変更しております。セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

### **エレクトロニクス**

当該事業の業績は、スマートフォン関連の需要低迷が続き、電子部品メーカー向けの高機能材料の受注が減少しましたが、顧客の製品開発の段階から関与してきた燃料電池関連部材の受注、石膏鑄造などの試作受注とベトナム工場のフィルム加工事業の受注が増加した影響を受ける中で推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は17,611百万円（前期比5.9%減）、セグメント利益は994百万円（前期比6.2%増）となりました。

### **モビリティ**

当該事業の業績は、アセアン主力工場及び稲沢工場の巻線関連部品の受注が堅調に推移したことにあわせ、前連結会計年度に行った固定資産の減損処理による減価償却費の負担軽減の影響を受ける中で推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は18,303百万円（前期比5.3%増）、セグメント利益は931百万円（前期比617.7%増）となりました。

## 医療・精密機器

当該事業の業績は、プリンター関連部品の受注が減少したことと合わせ、医療機器関連部品の受注も減少したことの影響を受ける中で推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は6,896百万円（前期比11.0%減）、セグメント利益は156百万円（前期比57.7%減）となりました。

## その他

当該事業の業績は、研磨用キャリアの受注は堅調に推移しましたが、金型事業の減収影響を受ける中で推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は903百万円（前期比1.8%減）、セグメント利益は114百万円（前期比22.2%減）となりました。

## <セグメント別売上高>

セグメント区分	第68期 (2018年度) (前連結会計年度)		第69期 (2019年度) (当連結会計年度)		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
エレクトロニクス	18,720百万円	42.1%	17,611百万円	40.5%	△1,109百万円	△5.9%
モビリティ	17,380百万円	39.1%	18,303百万円	42.1%	923百万円	5.3%
医療・精密機器	7,747百万円	17.4%	6,896百万円	15.9%	△851百万円	△11.0%
その他	920百万円	2.1%	903百万円	2.1%	△16百万円	△1.8%
調整額	△289百万円	△0.7%	△219百万円	△0.6%	69百万円	—
合計	44,479百万円	100.0%	43,494百万円	100.0%	△984百万円	△2.2%

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は2,203百万円であります。その主なものは顧客ニーズへの対応を目的に生産設備の増強としてプラスチック射出成形機・附帯設備、金型に対し投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においての所要資金は、金融機関からの借入れにより100百万円を調達しております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2019年7月1日をもって、当社の連結子会社であるFNA MECHATRONICS MEXICO S.A. de C.V.は、金属プレス事業をFUJI ALCONIX Mexico S.A. de C.V.に譲渡いたしました。

## (5) 対処すべき課題

当連結会計年度は「中期経営計画2019」の方針として掲げた「事業の選択と捨象」をやりきることと、将来の経営基盤を強化するための「強みづくり」の活動に集中し、実直な受注活動と改善活動を進めてまいりましたことで、1.(1)全般的概況記載の業績を計上することができました。

対処すべき今後の課題は、新型コロナウイルス感染症の影響による受注減少に備えた「経費の縮減活動」とあわせて、向こう3カ年の対処すべき課題として策定した「中期経営計画2022」の実行戦略（①差別化技術の強化 ②製造コスト競争力の強化③スリット加工事業の拡大 ④新しい事業領域の開拓 ⑤業務プロセスとITシステムの改善 ⑥新規パートナーとの事業提携）を遂行しながら、新型コロナウイルス感染症の収束後における各事業領域の構造的変化、特にサプライチェーンの変化を見定めて、当該実行戦略の追加、優先順位の変更を柔軟に行ってまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 66 期 (2016年度)	第 67 期 (2017年度)	第 68 期 (2018年度)	第 69 期 (2019年度)
売 上 高	38,431百万円	43,791百万円	44,479百万円	43,494百万円
経常利益又は経常損失(△)	△167百万円	496百万円	452百万円	1,149百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	164百万円	598百万円	△1,029百万円	550百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	18円14銭	67円16銭	△114円77銭	61円02銭
総 資 産 額	27,409百万円	29,851百万円	29,288百万円	27,519百万円
純 資 産 額	9,880百万円	11,462百万円	9,602百万円	9,813百万円

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

2 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第68期の期首から適用しており、第67期の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 66 期 (2016年度)	第 67 期 (2017年度)	第 68 期 (2018年度)	第 69 期 (2019年度)
売 上 高	22,311百万円	25,420百万円	25,738百万円	25,887百万円
経 常 利 益	559百万円	140百万円	756百万円	1,276百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	△158百万円	510百万円	△818百万円	376百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△17円44銭	57円25銭	△91円29銭	41円73銭
総 資 産 額	17,543百万円	18,219百万円	18,414百万円	17,989百万円
純 資 産 額	4,749百万円	5,247百万円	4,162百万円	4,560百万円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。



## (7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

## ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
日邦メカトロニクス株式会社	百万円 50	100.00 %	樹脂精密部品の製造・販売
日邦メタルテック株式会社 (注1)	百万円 50	100.00 %	機械部品の製造・販売
日邦メカトロニクス広島株式会社	百万円 45	100.00 %	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD. (注2)	千バーツ 250,000	99.98 %	合成樹脂成形品の製造・販売 産業資材等の卸売販売
NK MECHATRONICS CO., LTD. (注2、3)	千バーツ 150,000	—	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO GLOBAL MANAGEMENT CO., LTD.	千バーツ 480,000	100.00 %	業務支援サービス
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. (注3)	千リングット 15,000	—	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO., LTD. (注3)	千米ドル 10,000	—	同 上
NIPPO METAL TECH PHILS., INC. (注1)	千米ドル 1,189	82.88 %	機械部品の製造・販売
PT.NIPPO MECHATRONICS INDONESIA (注5)	千ルピア 93,678,415	78.64 %	合成樹脂成形品の製造・販売
FNA MECHATRONICS MEXICO S. A. de C. V.	千米ドル 17,677	100.00 %	同 上
NIPPO (HONG KONG) LTD. (注4、5)	千香港ドル 159,659	100.00 %	産業資材の卸売販売 合成樹脂成形品の販売
NIPPO (SHANG HAI) LTD. (注4)	千人民元 4,138	—	同 上
日邦精密工業(深セン) 有限公司 (注4)	千人民元 7,508	—	合成樹脂成形品の製造・販売

- (注) 1. NIPPO METAL TECH PHILS., INC. は、当社が出資比率の82.88%を、当社の子会社である日邦メタルテック株式会社が出資比率の17.12%を所有する子会社であります。
2. NK MECHATRONICS CO., LTD. は、当社の子会社であるNIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD. が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
3. NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. 及びNIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO., LTD. は、当社の子会社であるNK MECHATRONICS CO., LTD. が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
4. NIPPO (SHANG HAI) LTD. 及び日邦精密工業(深セン)有限公司は、当社の子会社であるNIPPO (HONG KONG) LTD. が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
5. PT. NIPPO MECHATRONICS INDONESIAは、当社が出資比率の78.64%を、当社の子会社であるNIPPO (HONG KONG) LTD. が出資比率の21.36%を所有する子会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、「エレクトロニクス」、「モビリティ」及び「医療・精密機器」の3つを報告セグメントとしております。

**エレクトロニクス**

電子部品及び住宅設備の関連メーカーに対して、専門商社として、またファブレスメーカーとして、高機能材料、加工部品、治具及び機器等を国内外で販売しております。

**モビリティ**

自動車メーカー及び自動車部品メーカーに対して、電子制御関連部品を核とした樹脂成形品及び同組立品を国内外で製造・販売しております。

**医療・精密機器**

オフィスオートメーション、デジタルイメージング、医療機器等の関連メーカーに対して、樹脂成形品の製造及び販売を国内外で展開しております。

(9) 主要な営業所及び工場等 (2020年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店(本社)	愛知県名古屋市	関西支店	大阪府吹田市
東京支店	東京都千代田区	東北営業所	宮城県仙台市
名古屋支店	愛知県名古屋市	北陸営業所	石川県金沢市
埼玉事業所	埼玉県羽生市	九州営業所	福岡県福岡市
稲沢事業所	愛知県稲沢市		

② 子会社

<<国内>>

名 称	所 在 地
日邦メカトロニクス株式会社	静岡県磐田市
日邦メタルテック株式会社	沖縄県うるま市
日邦メカトロニクス広島株式会社	広島県広島市

<<海外>>

名 称	所 在 地
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO., LTD.	タイ
NK MECHATRONICS CO., LTD.	タイ
NIPPO GLOBAL MANAGEMENT CO., LTD.	タイ
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD.	マレーシア
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム
NIPPO METAL TECH PHILS., INC.	フィリピン
PT. NIPPO MECHATRONICS INDONESIA	インドネシア
FNA MECHATRONICS MEXICO S. A. de C. V.	メキシコ
NIPPO (HONG KONG) LTD.	中国
NIPPO (SHANG HAI) LTD.	中国
日邦精密工業(深セン)有限公司	中国

## (10) 使用人の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数（前連結会計年度末比増減）
3,608名（126名減）

（注） 使用人数は嘱託及びパート（592名）は除いております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数（前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
315名（1名増）	37歳7ヵ月	10年8ヵ月

（注） 1. 子会社への出向者（36名）を除いて表示しております。  
2. 使用人数は嘱託及びパート（117名）は除いております。

## (11) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,817百万円
株式会社三井住友銀行	1,773百万円
株式会社愛知銀行	861百万円

## (12) その他企業集団の現況に関する重要事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,127,338株 (うち自己株式19,113株)
- (3) 株主数 2,030名

### (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
フリージア・マクロス株式会社	1,796 <sup>千株</sup>	19.73%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	723	7.95
日邦産業社員持株会	650	7.14
株式会社三井住友銀行	274	3.01
大塚 眞治	233	2.56
INTERACTIVE BROKERS LLC	232	2.56
田中 喜佐夫	224	2.47
株式会社富士プレス	221	2.43
株式会社三菱UFJ銀行	216	2.38
黄 聖博	179	1.97

(注) 持株比率は、自己株式(19,113株)を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 佐 恭 知	メカトロニクス本部長
取 締 役	三 上 仙 智	コーポレート本部長
取 締 役	中 村 篤 志	商事本部長
取 締 役	田 中 喜 佐 夫	株式会社レイホー製作所 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	大 石 富 司	
取 締 役 (監査等委員)	林 高 史	グラーティアコンサルティンググループ 林公認会計士事務所 代表パートナー 日本ホスピスホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社Kips 取締役
取 締 役 (監査等委員)	川 原 井 勇	日立化成株式会社 営業本部 関西支社長 兼九州支店長
取 締 役 (監査等委員)	高 井 洋 輔	坪内・高井法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 田中喜佐夫氏、林高史氏、川原井勇氏及び高井洋輔氏は、社外取締役にあります。
2. 取締役 林高史氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、また監査等委員会と内部監査室との十分な連携を図るため、大石富司氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役 田中喜佐夫氏、林高史氏及び高井洋輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

当社の役員報酬は、企業の持続的成長と優秀な人材の確保を目的として、次の通り、業績及び企業価値向上の対価として、インセンティブを含めた役員報酬としております。

インセンティブの要素は、「当期業績と中期業績の向上を目的として実行する重要タスクの達成度と連動させた金銭報酬」としております。

##### (3) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く。） 5名 79百万円（うち社外1名 3百万円）

取締役（監査等委員） 4名 19百万円（うち社外3名 7百万円）

(注) 企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、個別開示が必要となる連結報酬等の額が1億円以上である会社役員は、該当がありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 取締役 田中 喜佐夫

###### ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社レイホー製作所の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と兼職先の間にはカーボン等の売買取引があります。

###### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

###### ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と見識からの発言を適宜行っております。

###### エ. 責任限定契約の締結

当社には取締役等の責任免除に関する定め（定款第27条第2項）があり、当社は当該取締役との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

##### ② 取締役（監査等委員） 林 高 史

###### ア. 重要な兼職先と当社との関係

グラータリアコンサルティンググループ 林公認会計士事務所の代表パートナー、日本ホスピスホールディングス株式会社の社外監査役及び株式会社Kipsの取締役を兼務しております。なお、当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

###### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

###### ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、また、監査等委員会9回のうち8回に出席し、主に公認会計士並びに税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

###### エ. 責任限定契約の締結

当社には取締役等の責任免除に関する定め（定款第27条第2項）があり、当社は当該監査等委員との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 取締役（監査等委員） 川原 井 勇

ア. 重要な兼職先と当社との関係

日立化成株式会社営業本部関西支社長及び九州支店長を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には産業資材の売買取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、また、監査等委員会9回のうち8回に出席し、主に日立化成株式会社での知識・経験や見識等からの必要な発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の締結

当社には取締役等の責任免除に関する定め（定款第27条第2項）があり、当社は当該監査等委員との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

④ 取締役（監査等委員） 高井 洋 輔

ア. 重要な兼職先と当社との関係

坪内・高井法律事務所のパートナーを兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、また、監査等委員会9回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の締結

当社には取締役等の責任免除に関する定め（定款第27条第2項）があり、当社は当該監査等委員との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額                   | 31百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態、その他会計監査人が継続してその職責を全うするうえでの重大な疑義を抱く事象等が発生した場合には、監査等委員会の同意を得て又はその請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

### (1) 取締役、執行役員、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに関する基本的方針として「コンプライアンス宣言」及び「行動憲章」を採択し、業務遂行上遵守すべき規範を「コンプライアンス規程」として制定した。
- ② 取締役会は、各取締役の職務執行を監督し、取締役は執行役員及び使用人の執行を監督する。監査等委員は、取締役の職務執行を監査する。
- ③ コンプライアンス推進体制の構築、コンプライアンス研修の実施、社内通報制度、内部監査等を通じて、コンプライアンスの推進、徹底を図る。

### (2) 取締役及び子会社の取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令、社内諸規定に従い、議事録その他重要文書を保存、管理し、法令により閲覧に供すべきものは速やかに開示する。

- ② 企業秘密情報については管理責任者を置き、同情報の漏洩、内・外部からのアクセスを防止する。
  - ③ 社内規定により、個人情報の保護に努める。
- (3) **財務報告の信頼性確保並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ① 取締役会の下に「内部統制推進本部」を設置し、内部統制システムの整備・運用を図る。同推進本部長にはコーポレート本部長があたる。
  - ② 財務報告の信頼性の確保と、損失の危機を管理するため「リスク管理基本規程」を制定する。それに伴い、個別のリスク毎に管理マニュアルを作成し、リスクの発生を未然に防止するとともに、発生したリスクへの的確な対応、速やかな回復を図る。
  - ③ 取締役会は、内部統制システムの整備・運用状況につき監督、監視及び検証する。
- (4) **取締役、執行役員及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 経営戦略、中長期計画、その他重要課題等の審議は、常勤取締役と常勤監査等委員から成る「経営戦略会議」で行い「取締役会」で決定する。
  - ② 管掌役員制度により取締役の業務執行責任を、事業本部制により、執行役員の業務執行責任を明確にし、取締役及び執行役員はそれぞれの業務を行う。
  - ③ 常勤取締役は「取締役会」「経営戦略会議」「経営協議会」に、非常勤取締役は「取締役会」「拡大経営協議会」に出席し、取締役及び執行役員等使用人の職務の執行状況を監督する。開催頻度は「経営戦略会議」「経営協議会」は毎月1回以上、「取締役会」は2ヵ月に1回以上、「拡大経営協議会」は半年に1回とする。
- (5) **株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 経営企画部内に連結対象となる関係会社の管理担当者を置き、社内規定に基づき、関係会社を管理する。
  - ② 関係会社には当社の役職員が取締役として就任し、業務遂行を指揮監督する。
  - ③ 当社の内部監査室により関係会社の監査を行う。
- (6) **監査等委員会の職務を補助する使用人について**
- 監査等委員会の職務を補助するための使用人は、監査等委員会が補助使用人を必要とするときに、これを置くものとする。その補助使用人は、取締役から独立していることが担保されるものとする。

(7) 取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役会には全監査等委員が出席し、経営戦略会議、経営協議会等当社の重要会議には常勤監査等委員が出席し、取締役の職務執行状況につき報告を受ける。
- ② 社内通報制度による通報情報は、速やかに監査等委員会に報告する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室は、監査計画及び監査結果を監査等委員会に報告し、実効ある監査等委員監査に資する。
- ② 監査等委員監査の有効性を確保するため、取締役、執行役員及び社員から監査等委員会への報告に関する社内規定を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組みは以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス規程に基づき、拠点長・課長研修等において、コンプライアンス教育を実施しております。また、社内通報制度規程を制定し、内部通報の状況は当社監査等委員会に報告しております。

(2) リスク管理体制について

当社は、リスク管理基本規程に基づき、定期的なリスク評価と対応状況の判定を行い、対処すべきリスクの低減に努めております。

(3) 財務報告の体制について

当社は、内部統制システムの整備・運用を図る組織として「内部統制推進本部」を設置するなど、全社統制・IT統制・決算プロセス及び業務プロセスの運用状況の確認を強化し、健全化に努めております。

(4) 監査等委員の監査の実効性を確保する体制について

当社は、監査等委員の職務を補助する使用人として「内部監査室長」がこれにあたり、監査等委員への報告及び情報提供体制を強化し、監査等委員による監査が効果的かつ効率的に実施されることを確保しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的に

は株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

但し、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

### ① 企業価値向上への取組み

当社は、商社事業と樹脂成形事業を祖業として、商社事業は、「異色性のある協力メーカーとのネットワークづくり」と「社員に対する技術その他の教育」に取り組んでおります。樹脂成形事業は、全自動・半自動ラインの導入を進めております。

今後の当社における企業価値向上への取組みは、商社事業においては、「異色性のある協力メーカーとのネットワークづくり」と「社員に対する技術その他の教育」を通じた具体的なアウトプットを積み重ねていくこと、樹脂成形事業においては、赤字が継続しているメキシコ工場の量産を軌道に乗せて黒字転換を図ること並びに、全自動・半自動ラインの導入を通じて取得したコア技術のグループ企業への横展開となります。

### ② コーポレートガバナンスの強化

当社は、株主総会、取締役会、監査等委員会、代表取締役及び会計監査人を設置し、取締役の職務執行の監督及び監査の体制を整備しております。監査等委員会は、監査等委員4名（常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員3名）から構成されています。また、「内部統制システムに関する基本的な考え方」「内部統制システムの推進体制」をまとめ、当社及び当社の関係会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

監査の体制として、当社は、社長の直轄部門として内部監査室を設置しており、定期・非定期的（臨時）に社内業務の実施が会社規定等に正しく準拠しているか否かを調査し、当該監査の結果を社長及び監査等委員長に報告するとともに、問題点の指摘及び改善勧告を被監査部門に実施しております。また、監査等委員監査は、常勤取締役（監査等委員を除きます。）の業務執行の状況を監査するために取締役会等の重要会議に出席し、また必要に応じて、常勤取締役（監査等委員を除きます。）、執行役員、管理職者及び社員に対して監査を行っております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年4月23日開催の当社取締役会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます。）を導入し、同年6月21日開催の当社第68期定時株主総会において、本対応策を第69期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をいただきました。

本対応策は、株主の皆様が適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するため、大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定し、その遵守を求めるとともに、大規模買付行為を行おうとする者が本対応策を遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものであると判断される場合の対抗措置を定めること等により、当社株式等の大規模買付行為によって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないようにするものです。

本対応策においては、金融商品取引法27条の2第7項に定める特別関係者や同法27条の23第5項に定める共同保有者等と併せて、株式等保有割合が20%以上となる当社株式等を取得等する行為を「大規模買付け等」といい、かかる大規模買付け等を行う者を「買付者等」といいます。

当社は、買付者等に対し、大規模買付け等の実行に先立ち、意向表明書の提出を求め、さらに、①買付者等及びそのグループの詳細、②大規模買付け等の目的、③大規模買付け等の対価の算定根拠、④大規模買付け等の資金の裏付け、⑤大規模買付け等の後の経営方針及び事業計画等を含む必要情報の提示を求めます。

その後一定期間（必要情報の提供完了後、原則として、対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合は最大60日間、その他の大規模買付け等の場合は最大90日間）、当社取締役会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された必要情報を、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討を行い、取締役会としての意見を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、取締役会として株主及び投資家の皆様へ代替案を提示したりすることもあります。

また、対抗措置の発動等にあたって、取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として、社外取締役及び社外の有識者計3名から構成される独立委員会を設置し、発動の是非について取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、①買付者等が本対応策に規定する手続を遵守しない場合は、特段の事情がある場合を除き、原則として対抗措置の発動を勧告し、②買付者等が本対応策に規定する手続を遵守した場合は、原則として対抗措置の発動を行わないように勧告しますが、(i)高値で当社の株式等を当社若しくは当社関係者に買い取らせる目的（いわゆるグリーンメイラー）である場合、(ii)当社を一時的に支配して当社グループの重要な資産等を買付者等グループに移転する目的である場合、(iii)当社グループの資産を買付

者等グループの債務の担保や弁済原資として流用する目的である場合、(iv)当社を一時的に支配して、当社の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける目的である場合、(v)大規模買付け等の方法が、いわゆる強圧的二段階買収等の、事実上、株主の皆様には当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合、又は、(vi)買付者等による支配権の取得により、当社の株主、顧客及び従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保若しくは向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合等の、買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的に、対抗措置の発動を勧告する場合があります。当社取締役会は、このような独立委員会による対抗措置の発動の是非に関する勧告を最大限尊重した上で、企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動を行うことがあります。

さらに、当社取締役会が、買付者等による大規模買付け等の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の意思を確認するために当社株主総会を開催することが実務上適切と判断した場合には、対抗措置の発動の是非について株主の皆様意思を確認するため当社株主総会を招集します。

#### **(4) 上記の取組みが、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由**

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

従って、当社取締役会は、本対応策が基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益等に合致するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。



## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>14,609</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,996</b>
現金及び預金	4,332	支払手形及び買掛金	7,178
受取手形及び売掛金	6,013	短期借入金	1,632
電子記録債権	1,407	1年内返済予定の長期借入金	774
商品及び製品	1,257	リース債務	370
仕掛品	338	未払法人税等	94
原材料及び貯蔵品	713	賞与引当金	303
未収入金	393	その他	1,643
その他	157	<b>固定負債</b>	<b>5,710</b>
貸倒引当金	△4	長期借入金	2,217
<b>固定資産</b>	<b>12,910</b>	リース債務	507
<b>有形固定資産</b>	<b>10,236</b>	繰延税金負債	432
建物及び構築物	4,975	再評価に係る繰延税金負債	2
機械装置及び運搬具	2,394	退職給付に係る負債	1,560
工具、器具及び備品	275	資産除去債務	122
土地	1,798	その他	867
建設仮勘定	793	<b>負債合計</b>	<b>17,706</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>115</b>	(純資産の部)	
その他	115	<b>株主資本</b>	<b>8,803</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,558</b>	資本金	3,137
投資有価証券	1,353	資本剰余金	612
退職給付に係る資産	27	利益剰余金	5,065
繰延税金資産	10	自己株式	△12
その他	1,179	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,008</b>
貸倒引当金	△12	その他有価証券評価差額金	26
		土地再評価差額金	5
		為替換算調整勘定	1,056
		退職給付に係る調整累計額	△80
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,519</b>	<b>純資産合計</b>	<b>9,813</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>27,519</b>

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	43,494
売上原価	37,330
売上総利益	6,164
販売費及び一般管理費	4,889
営業利益	1,274
営業外収益	
受取利息及び配当金	36
スクラップ売却益	33
貸倒引当金戻入額	7
その他の	55
営業外費用	
支払利息	216
支払手数料	6
電子記録債権売却損	12
為替差損	1
その他の	19
経常利益	257
特別利益	1,149
固定資産売却益	9
投資有価証券売却益	45
事業譲渡益	53
その他の	7
特別損失	
固定資産処分損	7
投資有価証券売却損	0
減損損	414
事業整理損	31
税金等調整前当期純利益	453
法人税、住民税及び事業税	373
法人税等調整額	△8
当期純利益	811
非支配株主に帰属する当期純損失	446
親会社株主に帰属する当期純利益	104
	550

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,137	1,363	4,169	△39	8,631
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			550		550
欠損填補		△344	344		—
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				27	27
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△406			△406
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△751	895	27	171
当期末残高	3,137	612	5,065	△12	8,803

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	49	5	681	5	743	228	9,602
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益							550
欠損填補							—
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							27
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△406
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△23		374	△85	265	△226	38
当期変動額合計	△23	—	374	△85	265	△226	210
当期末残高	26	5	1,056	△80	1,008	1	9,813

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>8,656</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,181</b>
現金及び預金	982	買掛金	5,577
受取手形	421	短期借入金	1,632
電子記録債権	1,362	1年内返済予定の長期借入金	774
売掛金	3,274	リース債務	188
商品及び製品	871	未払金	552
仕掛品	18	未払費用	148
原材料及び貯蔵品	107	未払法人税等	8
前払費用	26	賞与引当金	178
未収入金	141	その他の	119
関係会社短期貸付金	1,433	<b>固定負債</b>	<b>4,248</b>
その他の	17	長期借入金	2,217
<b>固定資産</b>	<b>9,333</b>	リース債務	313
<b>有形固定資産</b>	<b>1,869</b>	繰延税金負債	14
建物	706	再評価に係る繰延税金負債	2
構築物	11	退職給付引当金	982
機械及び装置	228	資産除去債務	36
工具、器具及び備品	121	債務保証損失引当金	2
土地	561	その他の	678
建設仮勘定	240	<b>負債合計</b>	<b>13,429</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>39</b>	(純資産の部)	
ソフトウェア	39	<b>株主資本</b>	<b>4,521</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,424</b>	資本金	3,137
投資有価証券	95	資本剰余金	1,019
関係会社株式	4,736	資本準備金	1,019
出資	0	利益剰余金	376
従業員に対する長期貸付金	14	その他利益剰余金	376
関係会社長期貸付金	2,452	繰越利益剰余金	376
前払年金費用	27	自己株式	△12
その他の	1,083	<b>評価・換算差額等</b>	<b>39</b>
貸倒引当金	△985	その他有価証券評価差額金	33
		土地再評価差額金	5
<b>資産合計</b>	<b>17,989</b>	<b>純資産合計</b>	<b>4,560</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>17,989</b>

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	25,887
売 上 原 価	22,732
売 上 総 利 益	3,154
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,472
営 業 利 益	682
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,314
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	13
そ の 他	21
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	172
支 払 手 数 料	6
電 子 記 録 債 権 売 却 損	12
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	529
為 替 差 損	21
そ の 他	13
経 常 利 益	756
特 別 利 益	1,276
固 定 資 産 売 却 益	2
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0
そ の 他	3
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	0
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0
関 係 会 社 株 式 評 価 損	699
事 業 整 理 損	31
税 引 前 当 期 純 利 益	731
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	176
法 人 税 等 調 整 額	△2
当 期 純 利 益	550
	173
	376

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日）  
（至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,137	1,363	—	1,363	△344	△344
当期変動額						
資本準備金の取崩		△344	344	—		
欠損填補			△344	△344	344	344
当期純利益					376	376
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	△344	—	△344	721	721
当期末残高	3,137	1,019	—	1,019	376	376

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△39	4,116	39	5	45	4,162
当期変動額						
資本準備金の取崩		—				—
欠損填補		—				—
当期純利益		376				376
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	27	27				27
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△6		△6	△6
当期変動額合計	27	404	△6	—	△6	398
当期末残高	△12	4,521	33	5	39	4,560

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

日邦産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 田 国 良 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲 垣 吉 登 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日邦産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日邦産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

日邦産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 田 国 良 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲 垣 吉 登 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日邦産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

当監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等及び職務の分担等に従い、内部監査室その他使用人等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役からの職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において取締役の業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、且つ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

日邦産業株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 大石 富 司 ㊞

監査等委員 林 高 史 ㊞

監査等委員 川原 井 勇 ㊞

監査等委員 高井 洋 輔 ㊞

(注) 監査等委員 林 高史、川原井 勇及び高井 洋輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、持続的な利益成長を定量目標におき、これにあわせて増配していくことを株主還元の基本におきつつ、併せて財務体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して剰余金の処分案を決定する方針を採っております。この方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は91,082,250円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月25日（木曜日）といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の7名の取締役（うち社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について、当社取締役会が取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続きに定める選任基準を満たしていること並びに下表の理由を踏まえて適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	イワサヤスチカ 岩佐 恭知 (1959年 2月26日生)	1981年4月 当社入社 1986年4月 当社製造部門金型技術課長 2002年4月 当社商事部門海外営業部長 2008年9月 NIPPO(HONG KONG)LTD. 董事長 2012年4月 当社業務執行役員(現、執行役員) 2013年4月 当社中華圏・海外商事統括 2013年6月 当社取締役 2014年4月 当社エレクトロニクス事業本部長 2016年4月 当社代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社メカトロニクス本部長(現任)	119,977株
	取締役候補者 とした理由	中期経営計画2022のビジョン及び実行戦略を達成するために必要となる強い意志及びリーダーシップを有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。	
2	ミカミヒサトモ 三上 仙智 (1969年 3月2日生)	1991年4月 (株)INAX(現、(株)LIXIL)入社 2004年4月 当社入社 2006年4月 当社管理本部総務部マネージャー 2011年4月 当社経営企画部長 2013年4月 当社執行役員 2013年4月 当社コーポレート本部CSR統括部長 2016年4月 当社コーポレート本部長(現任) 2016年6月 当社取締役(現任)	30,493株
	取締役候補者 とした理由	中期経営計画2022のビジョン及び実行戦略を達成するために必要となるコーポレート業務の経験及び知識を有しており、社長を補佐する業務執行者として適任であることから、引き続き取締役候補者としてしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	ナカムラ アツシ 中村 篤志 (1969年 11月10日生)	1994年4月 当社入社 2011年4月 当社エレクトロニクス事業本部営業1課長 2014年4月 当社エレクトロニクス事業本部営業2部副部長 2015年4月 当社エレクトロニクス事業本部営業2部長 2016年4月 当社執行役員 2016年4月 当社エレクトロニクス事業本部(現、商事本部)長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	10,946株
	取締役候補者 とした理由	中期経営計画2022のビジョン及び実行戦略を達成するために必要となる商事本部の事業運営を通じて業績貢献しており、社長を補佐する業務執行者として適任であることから、引き続き取締役候補者としました。	
4	タナカ キサオ 田中 喜佐夫 (1957年 11月22日生)	1983年8月 (株)レイホー製作所入社 1989年5月 同社取締役工場長 2001年9月 同社代表取締役社長(現任) 2005年6月 当社取締役(現任)	238,476株
	社外取締役候補者 とした理由	実直なものづくりを展開している企業の経営者として、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に関する有用な助言と監督が可能であることから、引き続き社外取締役候補者としました。	
5	※ ゴトウ マサヒロ 後藤 昌弘 (1952年 8月21日生)	1979年4月 名古屋弁護士会(現、愛知県弁護士会)登録 福岡宗也法律事務所入所 1984年4月 後藤昌弘法律事務所(現、後藤昌弘特許法律事務所)開所 所長(現任) 1986年5月 弁理士登録	-
	社外取締役候補者 とした理由	同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁理士登録をする弁護士として、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営並びに新しいビジネスモデルの創造に資する有益な助言と監督が可能であることから、社外取締役候補者としました。	
6	※ ナイトウ アキジ 内藤 昭治 (1957年 9月4日生)	1982年9月 等松・青木監査法人(現、有限責任監査法人トーマツ)入所 1985年3月 公認会計士登録 1989年1月 内藤公認会計士事務所開所 所長(現任) 1998年1月 海部建設(株)社外監査役(現任) 2001年10月 ITコーディネータ認定	-
	社外取締役候補者 とした理由	同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士資格を有するITコーディネータとして、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営並びに業務の生産性向上に資する有益な助言と監督が可能であることから、社外取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	※ トチヨウコ 土地陽子 (1964年 10月3日生)	1987年4月 (株)東京銀行(現、(株)三菱UFJ銀行) 入行 1993年4月 同行財務開発部部長代理 1996年9月 世界銀行グループ入行 1998年9月 同行国際金融公社Investment Officer 2001年5月 トヨタモーターヨーロッパ(株)入社 2013年1月 同社General Manager, Investor Relations 2015年1月 同社General Manager, Global Treasury & Investor Relations 2018年6月 トヨタ自動車(株) 出向 同社経理部IRグループ主幹 2018年6月 大和日英基金理事(現任) 2018年11月 ソフトバンクグループ(株)入社 同社マネージングディレクター・財務統括IR部長 2020年2月 ソフトバンクグループインターナショナル(株)入社 同社マネージングパートナー(現任)	—
	社外取締役候補者 とした理由	IR(投資家向け広報)に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の経営並びにIRの強化に資する有益な助言と監督が可能であることから、社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
2. 当社は、田中喜佐夫氏が代表取締役を務める(株)レイホー製作所との間にカーボン等の売買取引があります。あわせて、内藤昭治氏が所長(代表)を務める内藤公認会計士事務所との間に基幹系情報システムの更新に関する助言を求める委託契約取引があります。その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田中喜佐夫氏は、社外取締役候補者であります。  
同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
4. 後藤昌弘氏、内藤昭治氏及び土地陽子氏は、社外取締役候補者であります。  
同氏らが社外取締役に就任した場合、当社は同氏らとの間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。  
また、後藤昌弘氏及び土地陽子氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任された場合は独立役員となる予定であります。
5. 田中喜佐夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在における役員持株会及び社員持株会の各自持分を含む当社株式の数を記載しております。



### 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の5名の監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、全ての取締役候補者について、当社取締役会が取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続きに定める選任基準を満たしていること並びに下表の理由を踏まえて適任であるとして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	オオイシトミジ 大石 富司 (1956年 11月15日生)	1979年4月 当社入社 1998年4月 当社東京営業本部東北営業所長 2002年4月 当社商事部門自動車部品営業部長 2004年4月 当社自動車部品事業部長 2005年4月 当社業務執行役員(現、執行役員) 2012年4月 当社執行役員事業ユニット長 2014年4月 当社コーポレート本部品質保証統括部長 2016年4月 当社エレクトロニクス事業本部営業企画部担当 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	110株
	取締役候補者 とした理由	監査等委員長として、当社の重要な意思決定に参画するとともに、他の監査等委員、会計監査人及び内部監査室と連携した監査・監督により、当社企業集団のガバナンスの維持・強化に貢献していることから、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式の数
2	ハヤシ タカフミ 林 高 史 (1966年 10月27日生)	<p>1991年10月 中央新光監査法人入所</p> <p>1995年4月 公認会計士登録</p> <p>1997年1月 (株)ジャフコ入社 ジャフココンサルティング(株)出向</p> <p>2005年3月 林公認会計士事務所開所 所長</p> <p>2006年4月 林公認会計士事務所に「中国支援室」を開所</p> <p>2006年7月 税理士登録</p> <p>2008年9月 林公認会計士事務所をヴェリタスアカウンティングファームに統合</p> <p>2013年6月 当社監査役</p> <p>2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2016年10月 林公認会計士事務所をグラータリアコンサルティンググループへ統合</p> <p>2016年10月 グラータリアコンサルティンググループ 林公認会計士事務所代表パートナー(現任)</p> <p>2017年1月 日本ホスピスホールディングス(株) 社外監査役(現任)</p> <p>2018年10月 (株)Kips 取締役(現任)</p> <p>2020年4月 グラータリア税理士法人設立 代表(現任)</p>	27,371株
	社外取締役候補者 とした理由	公認会計士として、企業会計に関する豊富な経験と高い見識を通じた監査・監督により、当社企業集団のガバナンスの維持・強化に貢献しているため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。	
3	※ ウメノ ツトム 梅 野 勉 (1951年 3月6日生)	<p>1976年9月 本田技研工業(株)入社</p> <p>1995年9月 同社ホンダオーストラリア 代表取締役社長</p> <p>1998年6月 同社東アジア大洋州部長</p> <p>2000年4月 フォルクスワーゲングループジャパン(株) 代表取締役副社長</p> <p>2001年7月 同社代表取締役社長 Volkswagen(独) グループ最高経営メンバー</p> <p>2005年5月 日本自動車輸入組合理事長</p> <p>2008年2月 フォルクスワーゲングループジャパン(株) 代表取締役会長</p> <p>2009年7月 M&amp;C SAATCHI(株) Managing Partner</p> <p>2010年6月 三井金属アクト(株) 社外取締役</p> <p>2015年6月 (株)シモジマ 社外取締役(現任)</p>	—
	社外取締役候補者 とした理由	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社企業集団のガバナンスの維持・強化に資する監査・監督が可能であることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	※ イ ケ ダ ケ イ コ 池田桂子 (1956年 8月20日生)	1983年4月 弁護士登録 1986年8月 池田法律事務所(現、池田総合法律事務所・池田特許事務所)開所 パートナー(現任) 2000年7月 弁理士登録 2017年4月 愛知県弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2018年4月 中部弁護士会連合会理事長 2019年5月 カネ美食品(株) 社外取締役(現任) 2019年6月 中部日本放送(株) 社外取締役(現任)	—
	社外取締役候補者 とした理由	同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として、企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社企業集団のガバナンスの維持・強化に資する監査・監督が可能であることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。	
5	※ ガ モ ウ テ イ イ チ 蒲生貞一 (1957年 3月31日生)	1975年4月 名古屋国税局入局 2002年7月 名古屋国税局総務部総務課 課長補佐 2007年7月 名古屋国税不服審判所 国税副審判官 2012年7月 伊勢税務署長 2013年7月 名古屋国税局課税第二部 法人課税課長 2016年7月 名古屋国税局 徴収部長 2017年8月 税理士登録 蒲生貞一税理士事務所開所 所長(現任) 2020年4月 (株)丹羽由 社外監査役(現任)	—
	社外取締役候補者 とした理由	同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士として、税務に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社企業集団のガバナンスの維持・強化に資する監査・監督が可能であることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 林高史氏は、社外取締役候補者であります。  
同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。  
また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、監査等委員である取締役に選任された場合引き続き独立役員となる予定であります。
4. 梅野勉氏、池田桂子氏及び蒲生貞一氏は、社外取締役候補者であります。  
同氏らが社外取締役に就任した場合、当社は同氏らとの間で会社法第427条第1項の規定による責任限度額を100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。  
また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、監査等委員である取締役に選任された場合独立役員となる予定であります。
5. 林高史氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)を3年間務めたことがあります。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在における役員持株会の各自持分を含む当社株式の数を記載しております。

#### 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2019年4月23日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「現行プラン」といいます。）を導入し、同年6月21日開催の当社第68期定時株主総会において、現行プランを第69期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をいただきました。

当社は、現行プラン導入後の情勢の変化等も勘案しつつ、当社グループの企業価値向上及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、現行プランの継続の必要性を含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、現行プランの継続が必要であるという結論に至り、2020年5月22日開催の取締役会において、本総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件に、現行プランに所要の変更を行った上で継続すること（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）、及び、本プランに関する議案を本総会に提出することを、独立社外取締役全員を含む全取締役の賛成により決議いたしました。本プランは、現行プランに独立委員会の委員の一部変更及び語句の修正・整理等を行っておりますが、実質的な内容の変更はありません。本総会において承認が得られた場合には、有効期間を本総会の日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長するものとされております。

従いまして、本プランを継続することにつきまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

## 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

但し、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

### II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (1) 企業価値向上への取組み

当社は、1952年3月に設立し、株式会社日立製作所の化学製品部門（現日立化成株式会社）の販売特約店として事業（以下、「商社事業」といいます。）を開始しました。日立製作所グループの発展とともに、当社も名古屋、東京に商圏を拡げていく中、化学技術の進展により「軽くて、強く、丈夫で腐らない」をキャッチフレーズとした「樹脂材料」が開発されたことを受け、1968年7月に樹脂成形事業を開始し、これら2つの事業を祖業として現在に至っております。

現在の商社事業は、日立化成グループの「販売特約店」として拡げてまいりました国内、中華圏及びアセアンの商圏を基礎として、各お客様との商流における競争優位性を確保することを目的として、「異色性のある協力メーカーとのネットワークづくり」と「社員に対する技術その他の教育」に取り組んでおります。

一方の樹脂成形事業は、家電のカテゴリにあたるOA/DI部品から自動車部品、医療機器と事業領域を拡げつつ、技術面においては、樹脂単品成形から、印刷、組立、他素材インサートとその領域を拡げてまいりました。ここ5年の間、将来の競争優位性を確保することを目的として、フィリピン、インドネシア、メキシコ等に新工場を開設するとともに、近い将来に起こり得るであろう人件費の高騰及び、国内における人材不足を睨んだ準備として、全自動・半自動ラインの導入を進めております。

今後の当社における企業価値向上への取組みは、全社活動として、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、社員への感染防止策を講じつつ、同感染拡大による世界経済の冷え込みに備えて諸経費の削減活動を優先していくとともに、同感染拡大の収束後における外部環境の変化がどのように当社事業に伝播し、当社業績にどのように影響を与えるかを慎重に見定め、「中期経営計画2022」として、実効的な戦略・目標を開示する準備を進めます。

事業活動については、同感染拡大の収束後における外部環境がどのように変化しても必要となる活動として、商社事業においては、これまで進めてきた「異色性のある協力メーカーとのネットワークづくり」をさらに前進させ、新商材開発を具体的なアウトプットとして積み重ねていくこと、樹脂成形事業においては、赤字が継続しているメキシコ工場を適正な規模までダウンサイジングして黒字転換を図ること及び、高度な技術の壁を乗り越えて取得した全自動・半自動ラインの量産に係るコア技術をグループ企業に横展開することを進めます。

当社は、真摯に上述の取組みに努め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存でございます。

## (2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社のステークホルダーから確固たる信頼を得るためにも、揺るぎないコーポレートガバナンスが必要不可欠であると考え、以下の取組みを進めております。

### (企業統治の体制)

当社はコーポレートガバナンスを「株主に代わって、経営の適法性や効率性をチェックする仕組み」であると捉え、最も適した仕組みとして、株主総会、取締役会、監査等委員会、代表取締役及び会計監査人を設置し、取締役の職務執行の監督及び監査の体制を整備しております。また、「内部統制システムに関する基本的な考え方」「内部統制システムの推進体制」をまとめ、当社及び当社の関係会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

なお、取締役会は、原則として2ヵ月に1回以上開催し、経営上重要な事項については、常勤取締役（監査等委員長を含みます。）で構成された経営戦略会議において、事前に十分な審議を行ったうえで、取締役会に上申しております。

また、監査等委員会は、監査等委員4名（常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員3名）からなり、原則として2ヵ月に1回以上開催し、経営上の重要な事項、監査等委員監査及び内部監査の結果並びに会計監査人による監査結果等について、協議、決議を行っております。さらに、当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を目的として監査等委員である社外取締役を1名増員し、監査等委員を5名（常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員4名）とすることを、本総会において株主の皆様にお諮りいたします。

#### （内部監査及び監査等委員監査）

当社は、社長の直轄部門として内部監査室を設置しており、定期・非定期的（臨時）に社内業務の実施が会社規定等に正しく準拠しているか否かを調査し、当該監査の結果を社長及び監査等委員長に報告するとともに、問題点の指摘及び改善勧告を被監査部門に実施しております。

監査等委員監査は、常勤取締役（監査等委員を除きます。）の業務執行の状況を監査するために取締役会等の重要会議に出席し、また必要に応じて、常勤取締役（監査等委員を除きます。）、執行役員、管理職者及び社員に対して監査を行っております。

#### （その他）

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードをふまえながら、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿ったものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、及び大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

なお、当社は2007年6月28日開催の当社第56期定時株主総会において導入した「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「旧プラン」といいます。）を、2009年6月29日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為を強行する動きが引き続き見受けられる一方で、現在の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。

すなわち、2007年9月30日に施行された金融商品取引法においては、経営関与に向けた重大提案行為等を目的とした株式取得には特例報告制度の適用が認められず、5営業日以内の「大量保有報告書」の提出が義務付けられました。また、公開買付けが開始された場合には、発行会社による「買付期間の延長請求」及び「質問権の行使」が可能となりました。しかしながら、これらの法制のもとでもなお、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保すること及び市場内での買集め行為を法的に制限することがいずれもできないなど、これらの法制が上場会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式の大規模買付行為に対して必ずしも有効に機能しない可能性を否定できません。

また、当社は旧プランの廃止以降、自動車市場・精密医療機器市場・エレクトロニクス市場を成長領域と定め、成長領域にマッチングする商材の開発に注力してまいりました。そして、2018年に策定した長期ビジョン（中期経営計画2019、2022及び2025）において、①成形品をコアにした、自動車重要保安部品の量産技術の確立、②ディスプレイ製品を中心とした精密医療機器の受託生産の拡大、③電子部品を主軸とした様々な事業領域での次世代商材の探索提供という、それぞれの成長領域に対応した3つの柱を掲げております。これらの成長領域においては、よりお客様の固有のニーズに応えた商材の開発が必要とされるため、お客様との間において、緊密に連携しつつ、技術等に関わる機密情報の交換を行っております。その結果として、当社は、旧プランの廃止前よりもはるかに多くのお客様の技術等に関わる機密情報を保有するに至っており、十分な検討がなされない形で当社に対する大規模買付行為に基づく支配権の異動は、かかる機密情報の流出のおそれと相俟って、このようなお客様を含む当社のステークホルダーとの間の良好な関係を毀損する可能性があります。



かかる状況は、現行プランを導入した昨年と変わっておらず、当社として改めてそのような大規模買付行為に対する対抗措置の必要性について検討したところ、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置の継続が必要であるという結論に至ったものです。当社としては、かかる対抗措置の継続は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を可及的に排除するために必要かつ有効であり、また本プランは大規模買付行為開始前に所要の情報提供や検討期間を確保するものであって企業価値・株主共同の利益の維持・向上に資するものであると考えております。

## 2. 本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定し、その遵守を求めるとともに、大規模買付行為を行おうとする者が本プランを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものであると判断される場合の対抗措置を定めており、これらを適切に開示することによって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、2020年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1に記載の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る具体的な提案を受けているわけではありません。

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、当社の特定の株主の株式等保有割合<sup>2</sup>が20%以上となる買付けその他の取得<sup>3</sup>

---

<sup>1</sup>金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup>金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下、「契約金融機関等」といいます。)は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ。)とみなします。また、かかる株式等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>3</sup>売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、当社の特定の株主の株式等所有割合<sup>5</sup>及びその特別関係者<sup>6</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得<sup>7</sup>
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>(但し、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りります。)

---

<sup>4</sup>金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

<sup>5</sup>金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>6</sup>金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

<sup>7</sup>買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

<sup>8</sup>「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

<sup>9</sup>本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## ② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

### (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

### (iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>10</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

---

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

### ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>11</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

---

<sup>11</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名義及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

但し、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規則（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役（監査等委員を含みます。）又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。また、当社は、本総会において本プランによる買収防衛策の継続が承認された場合には、本総会后最初に開催される当社取締役会において、別紙3に記載の3氏を独立委員会の委員として選任することを予定しております。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### (i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。



(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告しません。

但し、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ヌ)に掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付け等であると判断される場合
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売付けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ホ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

- (へ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (ト) 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (チ) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (リ) 買付者等の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (ヌ) その他(イ)から(リ)までに準じる場合で、(i)当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると客観的かつ合理的に判断される場合であって、かつ、(ii)当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることを回避することができないか又はそのおそれがあると判断される買付け等である場合

## ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、買付者等による大規模買付け等の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の意思を確認するために当社株主総会を開催することが実務上適切と判断した場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑦ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否について、買付者等による大規模買付け等の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の意思を確認するために当社株主総会を開催することが実務上適切と判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付け等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付け等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。

なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付け等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

## (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

## (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の日から1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### (2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収防衛策の継続を本総会において議案としてお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。また、上記2. (3)に記載した通り、本プランは、本総会においてご承認いただいた後も、①その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになり、かつ、②当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

### (3) 必要性・相当性確保の原則

#### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2．に記載の通り、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしております。

さらに、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### ② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2．に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### ③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2．(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響等

##### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。



(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。但し、例外事由該当事者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上



## 当社株式の状況

2020年3月31日現在

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,127,338株 (うち自己株式19,113株)
- (3) 株主数 2,030名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
フリージア・マクロス株式会社	1,796 千株	19.73 %
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	723	7.95
日邦産業社員持株会	650	7.14
株式会社三井住友銀行	274	3.01
大塚 眞治	233	2.56
INTERACTIVE BROKERS LLC	232	2.56
田中 喜佐夫	224	2.47
株式会社富士プレス	221	2.43
株式会社三菱UFJ銀行	216	2.38
黄 聖博	179	1.97

(注) 持株比率は、自己株式(19,113株)を控除して計算しております。

## 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役又は(2)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項  
各独立委員会委員は独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名	略歴
ハヤシ タカフミ 林 高史 (1966年 10月生)	1991年10月 中央新光監査法人入所
	1995年4月 公認会計士登録
	1997年1月 (株)ジャフコ入社 ジャフココンサルティング(株)出向
	2005年3月 林公認会計士事務所開所 所長
	2006年4月 林公認会計士事務所に「中国支援室」を開所
	2006年7月 税理士登録
	2008年9月 林公認会計士事務所をヴェリタスアカウンティングファームに統合
	2013年6月 当社監査役
	2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)
	2016年10月 林公認会計士事務所をグラーティアコンサルティンググループに統合 グラーティアコンサルティンググループ 林公認会計士事務所 代表パートナー(現任)
	2017年1月 日本ホスピスホールディングス(株) 社外監査役(現任)
2018年10月 (株)Kips 取締役(現任)	
2020年4月 グラーティア税理士法人設立 代表(現任)	
イケダ ケイコ 池田 桂子 (1956年 8月生)	1983年4月 弁護士登録
	1986年8月 池田法律事務所(現、池田総合法律事務所・池田特許事務所)開所 パートナー(現任)
	2000年7月 弁理士登録
	2017年4月 愛知県弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長
	2018年4月 中部弁護士会連合会理事長
	2019年5月 カネ美食品(株) 社外取締役(現任)
	2019年6月 中部日本放送(株) 社外取締役(現任)

氏名	略歴
ニシナ ヒデタカ 仁科 秀隆 (1979年 3月生)	2002年10月 弁護士登録、アンダーソン・毛利法律事務所 (現、アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所
	2003年10月 日本銀行業務局出向
	2006年5月 法務省民事局参事官室出向
	2010年2月 中村・角田・松本法律事務所入所
	2011年1月 中村・角田・松本法律事務所 パートナー(現任)
	2017年9月 公認不正検査士登録

※林高史氏は社外取締役（監査等委員）候補者です。

同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、監査等委員である取締役に選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

※池田桂子氏は社外取締役（監査等委員）候補者です。

同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、監査等委員である取締役に選任された場合は、独立役員となる予定であります。

※各氏と当社との間には、特別の利害関係又は取引関係はありません。

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等を付すことがあり得ます。

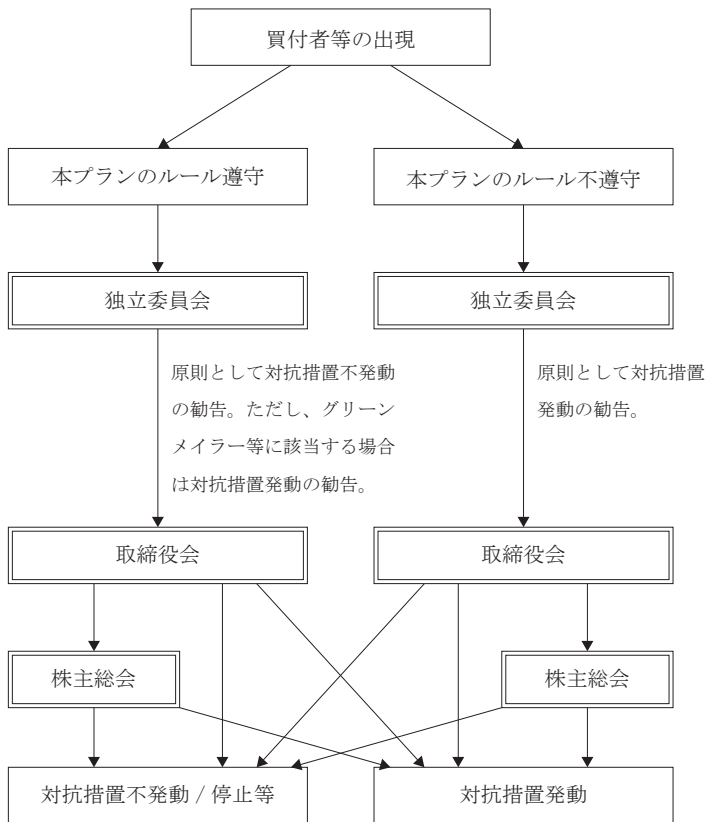
## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

本プランのイメージ図



※ 本図は、本プランの手の続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照下さい。

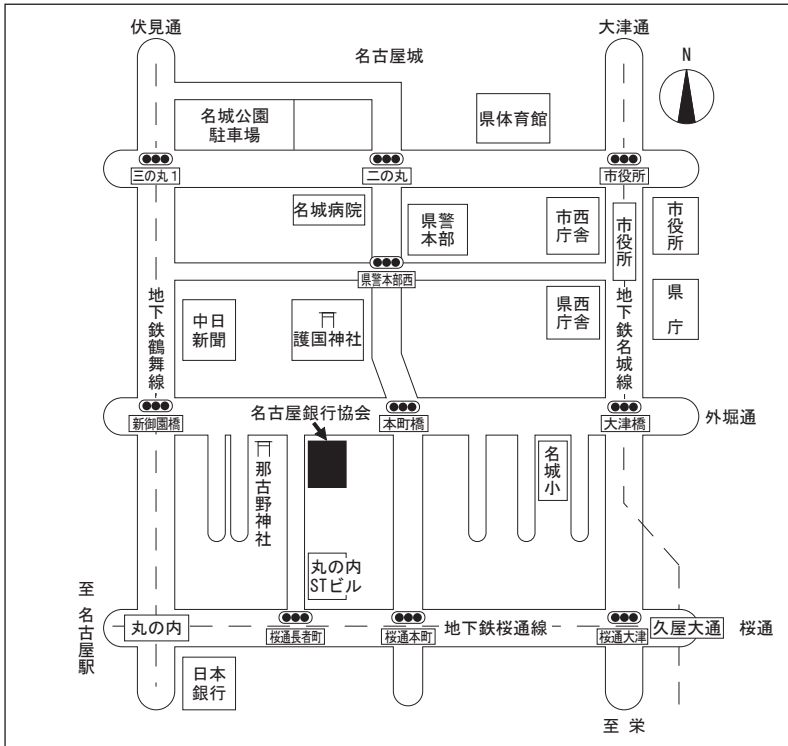
# 〔株主総会会場ご案内略図〕

【会 場】名古屋銀行協会 2階 201号室

住所：名古屋市中区丸の内二丁目4番2号

電話：052-231-7851（代）

## 〔会場付近略図〕



## 【交通のご案内】

- 地下鉄 桜通線「丸の内駅」4番出口より徒歩約6分  
鶴舞線「丸の内駅」1番出口より徒歩約6分  
名城線「市役所駅」4番出口より徒歩約8分
- 市バス 名古屋バスターミナルより「外堀通」下車すぐ

※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。